

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係18 沖縄返還交渉 機密漏洩事件（国会対策等）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): 檜崎弥之助, 青木正久, 栗山条約課長, 佐藤総理, マイヤー大使, 愛知外務大臣, 吉野・井川・スナイダー会談, 信託基金 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43730

2. 交渉過程の電信及公團連文書

秘密電報

5-1 (22P. 5/31)

5-2

5-3

5-4

5-5

5-1 (22P. 5/31)

5-2

5-3 (22P. 5/31)

No. 1 5/24 多量. 5P-1

No. 2 答答式予乞 121宛 5P 次連信電

No. 3 同上 5P. XE

No. 4 5/31 吉行. 2P. 5P-

No. 5 2P. 6/3 以前の白の }
 5P. 3P.

7P. 1宛 5宛 3宛

No. 6 6/3 123宛. 5P-

No. 7 6/2 多量. 2P-

No. 8 6/7 近久 宛 5P 宛 1宛

No. 9 6/1 P. 3. UDA.

No. 10 6/8 P. 3 宛 1宛 1宛 宛
 書簡 別巻 24

No. 11 6/5 吉行. 2P. 5P-

No. 12 多量. 2P. 5P- 6/16

極 秘
 まで
 5部の内
 2号

NO.1 (愛知・マイヤー会談 5.24)

施設・区域問題

愛知大臣発言中「一時使用地提供により

面積が従前より増えるのは不得策」

「たとえ小さくとも象徴的な区域の返還が望ましい

」と趣旨のものあり。

極東放送

マイヤー大使より「極東放送は=クソソ

の伯父が関係しており、米側希望も無い

場合、協定署名を拒否したといふ

上陸兵器自衛隊との趣旨の発言あり。

No. 3 (返置協定の署名, 5.28)

署名日

参知大臣より「署名日取りは、参議院選
挙の投票日の前日迄迄を以て 6月17日と
すべし」と旨の発言あり。

No. 4 (吉野. スナイター 5.31)

バックナー記念碑

バックナー記念碑の処理に関する外務
大臣発言案についてのみありあり。(発表
が本件 No. 4書類の全文と本工の2.)

p-3

p-3とVOAのバックナーは、5.31の

柏木. スナイター会談如何にか、2. 3. 4. の
スナイターへの発言あり。

航空問題

5年後の航空の問題につき詳細存例

とりあり。

久保・カーチス取決め

協定署名と同時にイニシイ公表す

こと日本側が強く主張している。(協定と
一体性の問題)

復帰日

スライク - 24. 7月1日 in logical?

あり。特に軍関係については日本側でも7月

1日に想定しているものが多いと述べている。

NO.6 (総理・マイヤー 6.3)

1. 総理は、「日本の場合には野党その他

の反対勢力がやがて強いことをいうかも知れない

ため、わが国は国会に絶対多数を占め

ているので、この面での心配はない」と発言。

2. マイヤーは、日米経済の摩擦問題

の解決方法につき6月2日外務次官に internal

memorandum を手交して、旨の発言あり。

3. 総理は、「日米間で約束を果た

すことが、その一例が複雑であるといふ

かも知れない」との趣旨の発言あり。

No 7 (愛知、又中一會議 6.2.)

P-3 等

愛知大臣の発言中:「中一は使

は、P-3 に追加費用要求 されたが

手形移転 したことが accept した

ことだ。

問題は: 本方針 要 最 致 出 した

こと 明らか には 以上 右 発言

意味 には 費用 した 可能性 あり。

320

上記 発言 発言 の こと だ。

中一 320, P-3, 請求 叔、方 8 項

But VOH には 全部 実質 的 合 意 あり

こと だ。

「彼らの上」の案を不承認を示す
際、土蔵省主計局に前以て協議

の要あり、等の答言あり。不承認、不承認一
は施設建設費に2,000 ~

2,500万に、on 赤字に他人の感懐に
等あり。別添吾野松案に赤字に赤字にあり。

(本件、その移転の交渉、海に詳細
ありあり。)

(経費負担の事は強硬拒絶の態度を
示しあり。)

電信 (1.8.)

No. 10. 津尾返還交渉 (P.3. 移駐)

P-3

(1) 復帰後、継続駐留の可能性あり

判断書簡。我方 acknowledge a letter

答出に同意。我方 letter に付、判断

了解に我方了解の旨を明確

する旨を盛り出す。

(2) 本電には判断 on P-3 移駐先

本電の旨の可能性を排除し、

主張の旨を記し、

「軍に米側了解を確保するに留意する」
同意し、その旨を。 各方との交渉に
同意する。 米は、P-3を日本本土
に移駐する可能性に同意し、その
旨を旨を断る。 米は、その旨を断る。
改訂記述の旨。
問題、「密約」の存在を米側首肯した
可能性あり。
[Redacted]
[Redacted]

NO.11 (吉野.井川.スナタニ会談 6.5)
FEBC
英語放送は特措法の5年の規定を設ける
ことと認め、これを決めた。
久保.カーチス取決め
米側は、formalityを高め、(愛知.マヤ
署名) こと強く主張している。
国連軍施設. 区域
米側は、在沖施設のうち4施設を国連
軍施設. 区域として記述する。 米側は、
検討する旨を述べている。

USS

USS については、「復帰日までの地位協定
特例は否? ことを条件とする?」ことをトキソ
へーハー については、検査 といふ。

p-3

予見し得ざる事由で工事の間に合わせる
否、の場合にはナハ AB 暫定使用を可能とする
旨の不公表誓簡を交換する? といふ検査とい
文書については双方で更に検討する? といふ
、 2 である。

FBIS

吉野局長より、復帰までの軍材肉を準備
指摘し、スナイパーは、千支の FBIS と同様
もあつて準備述へる。

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印)	符号表示	総第	25 01 号	(※封筒内は電信通記入)
極秘 無期限	暗 略 平	第	100 / 号	昭和
YYYY	大至急	至急	普通	LTF
YYYY	主管	主管局部課 (案) 名	アメリカ局長	
大臣	事務次官	参事	北米第一課長	起案 昭和46年5月29日
外務審議官	官房長	条約局長	条約課長	安全保証課長
電報	在 米 牛場	大使 臨時代理大使	あて 外務 大臣 発	
電報	在 沖繩 高瀬	大使 臨時代理大使	あて	
件名				
沖繩返置問題 (本大臣・仲大使会談)				
(限定配布)				
24日の本件会談概要次のとおり。				
(アメリカ局長、条約局長、赤谷大使、スナイダー公使ほか同席)				
1. 署名目標日				

(昭和四二七一改正) GB-1

本大臣より、6月5日(土)までに何とかこぎつけた旨述べたところ、「2」大使は理解を示し、かつ、本国に対し大使館として署名促進方希望する旨意見具申したが、ワシントンでは全ての懸案を解決にできてないとオーソリゼーションを与えられないというのであった旨述べた。なお本大臣よりOECD出席等と署名日決定の理由として説明していないこと(野党の批判を招くおそれあり)を付言した。

2. 外資系企業に関する書簡

本大臣より、協定署名に先立って発出したべく所要の国内手続は早急にすまうつもりな旨述べたところ、同大使は目下在沖米企業と説得中に対し、過早な書簡が発表されることは不得策な旨述べた。(1)つき外部に知らせない

3. P-3 物転

本大臣より必要性をさらに強調せること、大使は
目下ワシントンの最高レベルにおいて検討中で
あり目下前記訓令待ちである。軍の反対が強い
こともあって容易ではないと述べた。

4. 施設・区域

(1) 一時使用演習地

本大臣より一時使用分提供により面積が従前
より増えることの不得策を旨述べたこと、大使は
米側も熟慮の結果 トーダル・パッケージと相互に
受け入れ易くする為 日本政府の立場、沖縄住民
の利益、及び不要な地域は保有しないとの
米国の基本政策と勘案に ^(一時使用分) 此の総面積
13,455エーカー中最大の9,618エーカーを占める
オク(地名)演習地の解放を決定した旨述べた

した。

(2) ~~(大使より下記を述べたこと)~~ 本大臣より
北谷 ^(カクタ) 村代表の陳情を受け、その立
場は良く分るので何とかB表に記 ^載 考
慮に欲しいと述べた。右に對し「ス」公使より
大使館も現地米軍もこの問題は良く承知
しているが那覇WHEEL区域への自衛隊移
駐に伴う米軍部隊の物転先が多分の地域
となるべく、よってただ今の段階ではB表に載せ
ることはコミット出来ない。しかし今後最も注意
深く本件について検討して行きたいと述べた。
本大臣より、たとえ小さくとも象徴的な区域の返
還は ⁽⁻⁰⁻⁾ ^{軍に} 賛同したに對し、公使は前記と
繰返すと共に、現地 ^軍 が不要であることと確言
すれば何とかできるかも知れぬが米側としては

上記りのオク演習地の際と同様完全に
SUREで有り限りコミットできないと述べた。

5. 航空問題

大使より、日本側航空当局は暫定期間5年経
過後は邦覇を^{改め航空交渉上}米側対日譲歩の材料とする
立場のようだが、米側は沖縄返還は米国及び
米国企業のコストにおいて行なわれずとの共同声明
の精神からして、若干の譲歩の用意は^{あり}あるが5年での
CUT OFFは^{あり}どうし中のめなり。既にカポター
ジは断念したが、右はノースウエスト航空の収入
の75%に当たると述べ、^米「ス」公使よりノースウエスト
はこれを強く不満としているだけに~~暫定期間~~
~~米~~議会でロビーされることを防止しなくては
ならない旨を強調した。(本件はアメリカ局長と
訪日中^のトレガイス次官補の間に話し合うことと

された。)

6 極東放送

大使より、同放送は日本法令に極力適合する
努力したにも拘わらず郵政省の容れずと云ふこと
す誠に遺憾である。御承知のとおりニクソン
大統領の伯父が関係しており、^{同大統領}同大統領に
話している由だが、このこと米評会の上両評員
より連日本放送の継続、要望の手紙に接して
る(ジョーダン上院評員の如きは返還協定署名
拒否と述べている)と強調した。

7 党首会談等

本大臣より、27. 日 至 28 日 総理、本大臣、自民
党幹事長等出席の上野党党首と会談し、その意
見も良く聞いて署名した旨という態勢に於つた
旨、また、先日上京の屋良主席は極めて満足

7

12 帰任した旨説明した。

8. フランス対策

協議の結果「大使のバキオ米大使会議出席
の留守中の進展振りにつき双方で検討の上、
VOA、P-3、請求権等の残った諸問題の解
決促進に努力する旨確認した。なお、次回
会談は今月中にでも行なうであろう旨説明する
こととした。(上記1、2、4(1)については伏せ
ておくこととした)

沖繩に転報した。

外務省電信案 (分派) 2

機密表示 (標榜・印の乗印)	符号表示 (暗)	略	平	総第 28 175 号
極 秘 まで	第	号	号	昭和 年 月 日 時 分 秒 MAY 28 1 05
部の内 号	大至急・至急・普通・LTF			発電係 (1) (10)

大 政 務 次 官	事務次 官	外務審議官	外務審議官	官 房 長	主任 P440 局長 号中 牛比一	局長部 (室) 名 米局長
					起案 昭和 46 年 5 月 28 日	起案者 牛比一 電話番号 2463

極 秘 まで	部の内 号	米局長 号中
-----------	----------	-----------

在 米牛場 (大) 臨時代理大使	あて 愛知 大臣 發
総領事	代 理
電 報 在 大使 臨時代理大使	総領事 代 理 あて

件名 部内連絡

往電米局長才 (03K号) へ向し

1. 28日 貴現往電 会談 においり有大臣
より、同日朝の電使の連絡 (署名は
6月15日 以降、ワシントン 東京 (12月1日 返答の意向)
12月時 署名 (宇宙中継) を行なう、垂詢 4.1.12

402

協議)を承知した。右は総理が若干の最有力閣僚に伝えたこと、いづれも一致してこれを歓迎しかつ米側の好意に謝意を表した。^{中大臣と12日}技術的難点を克服し宇宙時代に小ざかしい署名式としたい決意であるが、日取りは^号選挙の投票日に余り過ぎない。6月17日とすることを如何であるか。右が交渉の実策は7月2日は^号右の右勢を失うこと右(閣内閣外閣)の6月5日(中大臣の訪欧出発前日)にインテルすることを述べた。

2. 大任より~~閣内閣外~~日米側の態度を謝した。署名の実施は多少の間下りとして検討中だが尚懸念はないと思う。交渉の実策は中大臣出席前に7月2日は全く賛成であるが、インテルは困難と思ふ

旨を述べ、署名式の効果を正すものが実定しつた。7月2日にもパリで若干特殊問題の解決のためには(右が)左の方がよいと思ふ旨付言した。(見せ)中大臣より右に同意の上、来週11日2月会談したと述べ、大任は自らも5日に一時帰国して本国各方面と協議すべし。その前、総理にお目にかかりたい。右は^は御会談後得る有益なことを報告した。中大臣は右に賛成し、来週は如何に~~か~~かまじいのでないかと述べた。(中大臣は)対談会協議の実は当方の対国会関係正考慮に7月6日7日7日せざることを約した。(外部に4)

3. 中大臣より17日は早朝でも協議は済んだ。右の署名式は行なうこととして総理

4. 協定の相手国 7002124 TOEID
 10) 協定内容の支那語 000-3 12522
 と10421/10; =七七右の左の右の左
 協定内容の左と右の右の左
 722 署名日付 (6月11日) 協定の左と右
 =七七右の左と右の左

CC
 CC

0100

極秘
まで
厚3 部の内
1号

安全保障課長

アメリカ局長

参事

北米第一課長

極秘
無期限
3 部の内
1号

沖縄返還協定の署名

昭和46 5.28

アメリカ局北米第一課

28日午後の愛知大臣・マイヤー大使会談冒頭
における標記関係会談概要次のとおり。

1. 28日愛知大臣・マイヤー大使会談において、
愛知大臣より、同日朝の牛場大使の連絡により、
ロジャーズ国务長官の意向（署名は6月15日
以降、ワシントン、東京にて同時署名し、宇宙
中継を行なう。委細はパリで協議。）を承知し
た。上記は、総理及び若干の最有力閣僚に伝え
たところ、いずれも一致してこれを歓迎し、かつ、
米側の好意に謝意を表した。愛知大臣とし
ては、技術的難点を克服し宇宙時代にふさわし
い署名式としたい決意であるが、日取りは参院
選挙の投票日にあまり近過ぎない6月17日と
することはいかがであるか。なお交渉の実質に
ついては、これまでの惰性を失なうことなく、
今まで目標日としていた6月5日（かつ愛知大
臣の訪欧出発予定の前日）にイニシアルするこ

ととしたい、と述べた。

2. マイヤー大使より、日本側の態度を謝した後、
署名の実施ぶりにつき目下ワシントンで検討中
だが問題はないと思う。交渉の実質を愛知大臣
出発前につめることは全く賛成ではあるが、イ
ニシアルは困難と思う旨を述べ、署名式の効果
を考えれば、実質はつめておいてもパリで若干
残った問題を解決するようにみせておいた方が
よいと思う旨付言した。愛知大臣より、上記に
同意の上、来週1ないし2回会談したしと述べ、
マイヤー大使は自分も5日に一時帰国して本国
各方面（議会方面を含む。）と協議するが、そ
の前に総理にお目にかかりたく、上記は対議会
説得上有益なるべしと発言した。愛知大臣は上
記に賛成し、来週はじめ頃がよいのではないかと
述べた。（なお、マイヤー大使は、対議会協
議の点は当方の対国会関係を考慮して外部には
プレイ・アップせざることを約した。）

3. 愛知大臣より、17日は早朝でも閣議を開い
たのち署名式を行なうことにつき総理ともすでに

話合つたが、ワシントンでは短時間なりともニクソン大統領が出席してテレビに映ることはきわめて有効であろうと述べたのに対し、マイヤー大使は、早速本国に取次ぐべきも、実現の確約はもとよりできない旨答えた。

愛知大臣より、今後の日米関係上署名式をできる限りドラマタイズすることは最も時宜に適していると付言せるところ、マイヤー大使は全くそのとおりと述べた。(なお、愛知大臣より、克服さるべき技術上の難点の例として両国間の時差の問題を挙げておいた。)

4. 協議の結果、プレスに対しては、「OECDE閣僚会議に出席するロジャーズ国務長官とパリで会いこととなつたので、その際協定内容の仕上げを行なうこととした。よつて署名日は6月15日以降に延びることとなる。」と説明することとした。

大臣スミ

極秘
まで
字3部の内
1号

極秘
無期限
10部の内
1号

沖縄返還問題

(吉野局長・スナイダー公使会談)

昭和46.5.31

アメリカ局北米第一課

5月31日行なわれた本件会談の概要次のとおり。(当方：井川条約局長、橋米局参事官、中島条約課長、以下米北1、米保、条約事務官、先方：ジュミッツ法務官、パーカー書記官同席)

1. バックナー記念碑問題

- (1) 会談に先立つて米側より提示のあつた別添愛知外務大臣の発言案 / バラの suitable arrangements に関連し、当方より、かかる arrangements の内容として南方同胞援護会をして土地の買取り、維持、管理等必要な措置を行なわしめることを考慮する旨説明。
- (2) 当方より、X条との関連で、記念碑の所有権の所在につき確認したのに対し、スナイダー公使は、土地は勿論、記念碑自体も米国の property ではないと了解していただいて差支えなく、従つてX条との関連を考慮する要はない旨述べた。

2. P-3 問題

当方より、P-3とV O Aとをパッケージにするとのわが方案に対する米側の感觸いかんと質したのに対し、スナイダー公使は、本国より未だなんらの回答に接しおらず、いつ回答があるか予測もしえないが、本件については、本日すでに行なわれたと承知している柏木・ジュリックの話合いの結果いかんであり、場合によってはパリにおける愛知大臣・ロジャーズ長官会談まで持ち越しということもありうる旨述べたので、当方より、愛知大臣出発前に promising indicationをえたい旨強く述べたところ、先方は努力方約した。

3. 極東放送問題

先方より、米側は2周波割当を強く望むものであり、(イ)1周波数で2カ国語による放送、(ロ)2周波数を認める場合、うち1波は暫定期間5年内に限り認められる、との日本側提示のオルターナティブに対する極東放送側の反応は

unhappy ということであり、(ロ)は acceptable であるが、(イ)は全く unacceptable であるとの感觸だつた旨披露、なお、NHKはいずれOHKの使用周波数を引継ぐことになるのであるから、その分1波を極東放送に割当てられないかと提案。当方より、OHKは現在TVのみなので、NHKは新たに2波を必要とするものであり、軍の2波、特に5月中旬開始の1波の問題もあるので、これをやめれば兎も角として、郵政省の態度も固く、本件は困難な問題なる旨指摘。

4. 航空問題

(1) 先方は、5年の暫定期間終了時に協議するとのわが方案に難色を示し、米側は沖縄の路線権は無期限なものと考えるところ、日本側は5年の暫定期間終了と同時に米側の路線権を terminate させる意向にあらざるやと述べたので、当方より、現在米側企業が那覇に就航していることは事実であり、また日本側は5年後に terminate するとはいつておらぬ旨応酬。

(2) 先方は、暫定期間終了時の協議は路線権に関するものではなく、単に沖縄の路線の利益が協定路線に charge されるべきか否かに関するものであると了解してよいかと述べ、附表の注(案)として、暫定期間終了時に "if U.S. chooses to retain the rights, then discuss charges."

との趣旨を明らかにしてはいか^んと述べた。

これに対し当方より、現行協定で認められる以上の権利は認められず、提案済の案文以上の譲歩は困難なる旨コメントし、先方はいずれにしても今夜にももう一度トレザイスと話してみる旨述べ、結局結論をえなかつた。

(注：この点6月1日にもランデ参事官と米側の考えをさらに打診することとしたい。)

5. 資産引継ぎ問題

当方より、X条付属のリスト^に記載されるべき property を至急に identify したい旨述べたところ、シュミッツは、明6月1日にはリスト・アップして提示しうる旨回答。

6. 防衛交渉関係

(1) 先方より、防衛問題に関する合意案には協定署名時に防衛交渉当事者間でイニシアルすることと結構だが、その際これを公表することとしたい旨述べ、当方より、本件合意案は実質的に固るのはイニシアルによるが、正式には安保協議委で採択される時であり、イニシアルの段階で公表した前例はない、本件はできるだけ confidentially に取り進めることとし、安保協議委終了後合意案の gist を公表することがしかるべき旨応答。

(2) これに対し先方は、対議会の考慮もあり、協定署名時に gist なりとも公表できないか(当方より、協定署名が6月中旬になつたので、7月早々安保協議委を開催すればその間僅か2週間なる旨指摘したのに対し、スナイダーは、自分の経験上米国においては上記にては too late なる旨反論。)、あるいはイニシアル済みの合意案を7月初めの安保協議委の席上採択されるべきものなることを明示の上公

表しえないかと述べたが、当方より、上記が
困難なる所以を示し、本件については引き続き
協議すべきこととなつた。

7. 復帰目標日

○ スナイダーより、米側としてたとえば4月1
○ 日といわれても、復帰目標日などを今考えてい
る者は誰もいない。今後なにが起るか分らない
(cannot foresee all circumstances) の
で(米側の立場からいえば、7月1日というの
が logical であり、特に軍関係筋には日本側で
も復帰を72年7月1日と想定しているものが
多い。)、現時点で上記を確定することは困難
○ と思ひ旨述べた。

8. 外資問題に関する大臣書簡案

○ 当方より、大臣出発前の6月5日までに本書
簡の署名を了したいところであつたが、この際
は協定署名時でも構わないではないかという
○ が大臣の考えであるところ、米側の感觸いか
んと述べたに対し、先方は、本書簡案について

は本国のクリアランスをうる必要もあるので、
上記にて差支えない旨述べた。

庁の希望により請求権関係の交渉経緯を説明することとし、本2日米北一長及び条長は調整部長を往訪、協定案第4条第3項わが方案文を手交して説明した。

3. 上記の²ち調整部長より次の段階を経て本件を推進することを示唆した。

(1) すなわち、まず外務省より大蔵省主計局長に交渉経緯を説明の上、なんらかの国内措置の必要性が予見される旨を伝える。次いで外務大臣より大蔵大臣に対し同様の旨を伝える。

(2) 山中総務長官帰国の上は外務省より上記同様意見を伝える。(なお、この間対策庁より防衛施設庁一軍用地主は本件につき関心が深い¹によく連絡しておく。)

(3) 協定署名式における総理大臣談話中「政府としては本件に関し適切な国内施策を講ずることを検討する方針」なる旨のくだりを入れるよう関係各省で協力する。

(4) 署名以後は対策庁が中心となつて国内措置を推進する。

4. ついては諸般の状況よりして上記3の段取りは考慮に値すると考えられるので、まず大蔵省に対し、3.(1)の主計局長、次いで大蔵大臣への説明等を行うこととしたい。

極 秘
まで
字 3 部の内
/ 号

極 秘 6
無 期 限
10 部の内
10 号

総理・マイヤー大使会談

昭和46.6.3

アメリカ局北米第一課

6月2日行なわれた本件会談の概要次のとおり。

(当方吉野アメリカ局長、赤谷大使同席、先方ウィッケル通訳官同席)

1. 総理より、これまでのマイヤー大使の返還交渉における努力を謝したのに対し、マイヤー大使は、日本側の交渉当事者と一体のチームとなつて話し合いを行なつたまでのことで、この点米側としては愛知外務大臣以下日本側交渉当事者の御努力に対し、謝意を表したいと述べた。
2. 総理より、只今陛下にお目にかかり、愛知外務大臣よりの累次の報告に基づき返還協定交渉の進捗状況につき報告申し上げたところで、自分としてもほつとしている次第である、と述べた。これに対しマイヤー大使は、今や返還協定交渉は九分どおり終つた。貴総理とニクソン大統領との会談をもつて第一段階とし、第二段階のわれわれ日米交渉当事者間の折衝を経て、次

にそれぞれの立法府による協定の支持を求めるといふ重要な段階にきている。最近の米側議会方面の情勢には必ずしも楽観を許さない面がでてきているので、その点につき申し上げたい、と述べた。

3. 総理は、日本の場合は野党その他の反対勢力がやかましいことをいりかもしれぬが、われわれは国会に絶対多数を占めているので、この面での心配はない、しかし米側は政府が議会の勢力に必ずしも優位を占めてはいないためあるいは種々困難があるかもしれない、最近スコット上院議員等米側議会関係者と沖縄問題について話す機会をえたが、その際の印象では、共和、民主両党とも沖縄返還を支持しているといふことであつたので実は楽観していたのだが、と述べた。

マイヤー大使は、自分達は今情勢が不利に変わりつつある点を懸念している (getting worried) 次第である、1年前マンフィールド、フルブライト両上院議員とも米側による返還協定の承

認については、自信を持っていたが、情勢は刻々変りつつある。スコット上院議員は貴総理に対し、公式には御指摘のごときことをいつたかもしれないが、われわれに対してはスコット、ジャヴィッツ両上院議員とも内々 (privately) 事態を憂慮している旨述べており、実はスコット、メトカーフ両上院議員がワシントン出発前にマンフィールド議員等と、返還協定が議会の承認をえられるか否かについて慎重に検討し、大統領に対して協定の議会提出を思い止まるよう助言を行なうことすら考えた経緯がある、米側における反対勢力の第1にあげられるのは軍事委員会関係議員であり、彼らはP3、VOA等の問題の取扱いについて不満をもっている、一方米国の業界、特に繊維関係業者も^(サウス)。カロライナ州選出議員を通じて、反対の声を寄せてきている、これに加えて最近米国の経済自体が順調に行っていないことからくる日本に対する不快感 (displeasure) が昂まりつつあり、これがマスコミを通じて取上げられ一層不快感

があらわれている、米側政府当局者としては、これまでの交渉の結果について、それが双方に満足できるものであるとして、議会の承認をえられるようあらゆる努力を傾ける所存である、しかし仮に万一協定が議会の支持をえられないということになれば、それは第2次大戦後の日米関係における最悪の事態 (ジャヴィッツ上院議員の表現によれば disaster) といえよう、かかるが故に自分はこの度帰国し、議会方面の説得に微力を費すつもりであり、またロジャーズ國務長官が協定調印の時期の延期を指示したのもかかるキャピトル・ヒルに対する工作の時間を稼ぐためということである、と述べた。

4. 総理より、沖縄返還に取組む日本の姿勢は、沖縄返還により日米友好関係が一層強化されるという大前提に立つものである、返還が米側の負担を軽減するとか、日本が占領の時代から脱却するとかいつた理由だけではなく、むしろ返還によつてより新しいより緊密な関係が日米間に築かれるのでなければ意味がないのである、

この点自分（総理）は誰よりも熱心にそれを願いつつ沖縄返還問題に取り組んだわけであるが、日本国民の一部の反対があまりにも大きければ、これを思い止まつてもよいといふことすら考えた時もあった。しかし、両国の親善強化のためには、沖縄返還は是非とも実現しなくてはならぬと思つている、繊維問題等によつて交渉に困難な要素が入つてきたことはきわめて残念なことである、と述べた。さらに総理は、ケネディ政権の時は別として、ジョンソン大統領の時代から返還の機運が漸次昂まり、小笠原の返還に続いて沖縄返還へと推移した、米側共和、民主両党の支持もあつて、占領された領土が平和的な話し合いによつて返還されることとなつたが、これは大きな、かつ困難を伴う問題である、と述べた。

5. これに対しマイヤー大使は、ロジャーズ長官自ら述べているとおり、沖縄問題と繊維問題は切離して考えるべきものであることを強調したが、残念ながら国会ではこれらの問題が絡ん

でくることを回避するのは難しい (inevitable interaction) と述べたので、総理より、それはそのとおりで、沖縄返還といつても台湾、中共問題、ヴェトナム問題等が間接に関連性を有している旨述べた。

6. マイヤー大使は、~~経済~~経済問題についての日米間の摩擦の問題につき申し上げたいが、日本がどのような措置をとれば摩擦がなくなるかに関する自分なりの internal memorandum を本日森次官と昼食の際同次官に手交しておいた、これはジョンソン國務次官の指摘するところであるが、経済問題について日本は国内的配慮から、自由化等前向きな措置をとつた時にこれを地味な手がたい方法で発表している、このため米側からみれば日本が前向きな措置をとつたことも見逃されてしまい、米側としては、9月9日、10日予定の日米合同委員会が日本側によるPRのための好個の機会であると考えており、これまで日本政府がとつてきた政策の積極面をレビューし、今後の施策についてのドラマチック

クな発表 (dramatic announcement on what Japan intends to do) を行なりことも一案であると考
えている旨述べた。

7. これに対し総理は、その意見は結構である、
確かに日本の場合外国に対して貿易、資本の自
由化が遅れがちであるとの印象を与えている、
端的な例はグレープ・フルーツで、自由化が遅
れがちであることが、日本側に自由化の意思な
しと受けとられている面もあると述べたところ、
マイヤー大使は、自分の述べた構想については
なんら訓令に接しているわけではなく、大使館
内部で考えたサジェスションにすぎないもので
あるが、先般フィリピンで行なわれたアジア地
域大使会議では、日本の援助の実績が評価され
た、繊維問題については、ケネディ特使が近く
来日の際話合うことでもあり、本日はこれ以上
この問題には立入らないことといたしたいが、
ここで円切上げの問題についていえば、これは
米側からいよいよ出す考えはない旨述べた。よつて
総理より、沖縄の住民は返還まで円の切上げを

行なわないよう強く要望しており、日本政府と
しても今すぐ円切上げを行なりことはせず、そ
れと同様の効果を買易、資本の自由化等によつ
てプレイアップして行くのがよいと考えている、
しかし、鳴物入りで宣伝した上で約束を果せな
くなるのが最も好ましからざるところであるの
で、日本政府の責任者達に対してはこの点を強
く指示している次第である、約束を果せなかつ
たものの一例が繊維であるといえるかもしれな
い、日本の業界は自主規制を約束したが、これ
はミルズ議員の構想であつた、自主規制措置は
7月1日から実施されるどころ、業界は韓国、
台湾、香港等が日本に同調してくれることを望
んでいるが、政府としては上記3国の今後の動
きがどうあろうと約束を果すべきであると考え
ている点を強調したい、日本政府は約束が守ら
れない場合にのみ介入 (intervene) できるので
あつて、忠実に履行がなされて行く場合には介
入の余地はない、いずれケネディ特使がこられ
ることでもあるし、その際よく話をするつもり
であると述べた。

8. 総理より、愛知外務大臣とロジャーズ國務長官の会談がパリで行なわれる予定のところ、その際には中国問題等について十分話合つてもらいたいと思ひので、貴大使帰國の際その旨ロジャーズ長官に伝達されたいと要請、マイヤー大使は、ロジャーズ長官はすでに欧州に出発した後であるが、今の御趣旨を伝達する方法があるので、しかるべく処理する旨約した。

極秘
無期限
字3部の内
/号

極秘
無期限
8部の内
7号

7

沖繩返還問題

(愛知大臣・マイヤー大使会談)

昭和46.6.2

アメリカ局北米第一課

2日午後行なわれた愛知大臣・マイヤー大使会談概要次のとおり。(アメリカ局長、条約局長、赤谷大使、スナイダー公使ほか同席)

1. 上院対策

マイヤー大使より、最近米日のスコット上院議員から聞いたが、若干の議員が返還協定が否決されては困るので、上院に提出しないより大統領に進言しようとしている由であり、自分としても憂慮している。ただし、沖繩と経済問題は絡ませたくないとの趣きを述べたので、愛知大臣よりも、上記議員の進言云々は初耳であるが、自分も上院通過を決して樂觀視してはいないと述べた。(なお、マイヤー大使より、本2日夕刻総理大臣訪問の際上記につき申し上げるべき旨付言した。)

2. 実質問題

(1) 愛知大臣より、P-3についてはただ今大

蔵省から連絡があり、ジュリック特別補佐官が台北から粕木氏に電話で、ケネディ大使はP-3を追加費用要求をやめてそのまま移転させるとの考えをACCEPTするに至った趣なので、これにて320、P-3、請求額、第8項及びVOAについて全部実質的合意をみたというべく、これらの点につき確認をえたいと述べた。

(2) マイヤー大使より、320、VOA、第8項についてはそのとおり^と確認した後、請求額については、日本案が妥当なる旨何れもワシントンに申し送っている（たとえば、先日アーヴィン國務次官、グリーン次官補日本通過の際もこの点を強く具申した。）が、ワシントンでは下院の本件に関する実力者を説得する要ありとして未だ回答をよこしていないと述べた。上記に対し愛知大臣より、折角1つのパッケージとして解決を計ってきたのであるから、是非日本案どおりにして欲しいと述べたところ、マイヤー大使は、よく理解して

いるので極力努力を続けるべき旨を明らかにした。

(3) マイヤー大使より、P-3については初耳だが、本当であればまことに喜ばしいことである。ここだけの話だがジョンソン國務次官はこの点きわめて熱心に日本のために働き、軍部説得に大きな役割を果たしている。財政面についても同じように努力しているのではないかと思うと述べた。

3. 残された諸問題

(1) 愛知大臣より、パリでのロジャーズ國務長官との会談では協定の署名をドラマタイズする^{こと}との協議に集中したく、難しい問題は是非その前に片付けたいと述べた上、協定自体に係る問題はほぼ詰着したとみてよいかと質問、第V条のPAYMENT SCHEDULE（条約局長より、本日中に日本案を提示の予定）、その他若干の細かな問題以外はしかり、ということであった。

(2) 協定そのものの以外の点については、マイヤ

一大使より、FEBQ、航空及び弁護士（2、3の者が自分が加えられることを強く要求しており、トラブルを起しては困るのでなんとか解決したいと考えている。）の諸問題ありと指摘、愛知大臣、マイヤー大使とも、これらすべてを片付けるべく来たる4日マイヤー大使の一時帰国出発前に再び愛知大臣・マイヤー大使間で会談することに一致した。

4. 署名式

愛知大臣より、なんらかの形でニクソン大統領が署名式のテレビに出られることを是非望む旨述べたところ、マイヤー大使はただ今國務省でこの点につき努力中なる旨答えた。

5. プレス対策

双方協議の結果、(1)マイヤー大使より、一時帰国の上ワシントンの各方面（議会を含む）と協議することを伝えた。(2)協定作成については、（外部との関係では）パリで協議されることとなっている項目（VOA、請求権、P-3等）以外は進展をみせた。(3)署名の日取りはパリで

愛知大臣とロジャーズ長官との間で決定されると説明することとした。

5/16(金) 13:30

極秘
期限
守口部の内
号

極秘
無期限
部の
号

9/1

5/16(金) 13:30
5/16(金) 13:30

大臣
事務次官
外務審議官

条約局長
条約課長

アメリカ局長
参事官
北米第一課長
安全保障課長

吉野、STSJ-合談
(那覇空港 P3 及び VOA)

4.5.1
米北/

5A10、STSJ-合談と本件につき非公式
(吉野P40向表か)

に合談せるとして、要旨次のとおり。

1. 「ス」より、それぞれ比較的小さい問題が残っているか、大きい問題として残るかは、VOAとP3の移転問題であり、これは自分として一応予期しているところである、協定交渉促進の見地から早急に及んでprocessしていく必要がある、P3の問題

GA-5

外務省

11月2日 日本側から強く償が移転を要求していることは本国政府に伝えている、
あり、~~合~~ 回答する状況である、
(現在)

これについては楽観を許すことはできず、
説明(2003とあり)である。VOAについては

単次の説明であり米側は無期限
(indefinite)の存続を主張しており、

米側から二ヶ条につき河川の移転は
申し立てられている。5月12日言っている、

返還後10年間の存続が米側の立派である、
11月4日に、二ヶ条については

自分の方から提案を申し立てたので、日本側
から非公式、プライベートで考へ方

ありとて、知らせたいと述べた。

GA-6

外務省

2. ニハニシテ、吾野局長等、本方立派
 日 郵承知のとあり、返還日を期したの
 VOA 活動の停止であり、それ以外の
 立派はなく、又この長に付いては、総理を
 はじめ関係大臣及び国会方面、
 新聞世論等を挙げて VOA の存在は
 認められずとの立派は了と郵承知の
 とありであるが、今更ニこれを繰り返して
 問題の解決促進に役立つもの本日は
 自分(吾野)限りの責任に於いてこの立派
 を示唆致したく、ニハは了大臣は勿論、
 米政府の知照と見合協議したるに付いて
 の、その意味では何ら official
 sanction は付いては郵承知の上

貴方の reaction をいたし、その本日は
 是刻のべたとあり、返還と同時に VOA の
 活動を停止するとのことを原則とするが、
 過渡期の暫定期間を認めるとして
 その後は cut off するとしてあり
 専らこのことを主張するにあり、米側には
 与る感觸をも考慮し、以下の二案を
 参考として作成してみたとし、その評の
 ペーパーを提示した。
 3. 「ス」は一読の後、吾野局長の代替地
 の意見、スティーブの建設の時間を石川
 (ニハニシテ、当方より、本方の投訴に付いて
 同様の施設は 2 年内に建設する
 こと)の専門家意見であると指摘

10. 万が一「入」は暫定期間 operate する

場合は 日米間で 二か月に 1 回 互に lateral の協定を経て、取員の

status 等の他に ついては 規定して 1/4 には なる 万が一 万が一 万が一 万が一 万が一

万が一の場合は 日本政府として 1/4 万が一 万が一 万が一 万が一 万が一

万が一には 万が一 万が一 万が一 万が一 万が一 万が一 万が一 万が一

編成については general review を 万が一 万が一 万が一 万が一 万が一

日本政府が UOA の operation に ~~万が一~~ 万が一 万が一 万が一 万が一

政治的に 万が一 万が一 万が一 万が一 万が一

二か月に 1 回 部内で 万が一 万が一 万が一 万が一 万が一

万が一、1/4 に 1/4 万が一 万が一 万が一 万が一 万が一

1/2 万が一

(回覧番号) 外務省電信案 (分類) 極秘

※密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘	符號表示 略 平	※無期限 總第 08 243 部内
※大至急 大至急	※第 553 号	※昭和 年 月 日 時 分 号 JUN 9 0 1 0
	※大至急・至急・普通・LTF	※發電係

大 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 シベリア局長 参事官 北米才一課長	主管局部課 (室) 名 米北 起案 昭和 46 年 6 月 8 日 起案者 電話番号 藤原 2464
--	-------------------------------	--

協議先
 条約局長
 条約課長
 米北保長

在 込
 大使 臨時代理大使 代理
 総領事 代理 米北保
 大臣發
 在 米北場 大使 臨時代理大使 代理 米北保
 総領事 代理

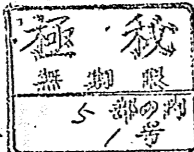
件名
 沖繩返還交渉 (P3 移駐)

送 電 552 号 別電 1.

250
 字 済

(昭和四二七一改正)

GB-1



糸糸

追加 3-3

~~CONFIDENTIAL-DRAFT~~

~~June 7, 1971~~

SNEIDER-YOSHINO ARRANGEMENT REGARDING NAHA AIRPORT

~~I. SNEIDER LETTER~~

Dear Mr. Yoshino:

With reference to the agreement of the United States to remove the remaining military aircraft from Naha Air Base by the date of reversion of Okinawa to Japan and the consequent listing of Naha Air Base on "List C" containing the installations and sites which the Government of the United States intends to release upon or before reversion, the understanding of the Government of the United States is as follows:

The U.S. requires time to permit completion of arrangements so that the military aircraft now at Naha Air Base can be transferred elsewhere. Despite the fact that both Governments will make the utmost efforts to complete such arrangements before Reversion date, there is a possibility that arrangements cannot be completed by then. If said arrangements in fact are not complete by Reversion date, it may be necessary for military aircraft now using Naha Air Base to continue using that installation; and, if necessary, the two Governments will take action pursuant to the SOFA to allow such continued use.

~~CONFIDENTIAL~~

I would appreciate your letter in reply confirming that these understandings are also the understandings of the Government of Japan.

Yours truly,

Richard L. Sneider

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

10-812
極秘

(特示) (極秘) (秘) (朱印) 極秘	符号表示 暗 略 平 ※ 第 556 号	※ 総第 08 ※ 昭和 年 月 日 時 / 分 秒	※ 205 期 限 ※ 3 部 内 ※ 昭和 年 月 日 時 / 分 秒
大急	(大至急) (至急) (普通) (LTF) JUN 9 10 10		
大臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官一房長	主管 北米アメリカ局長 参事 宮 北米才一課長	主管局部課(室)名 北米 起案 昭和 46 年 6 月 7 日 起案者 電話番号 電話 9564	
協議先 条約局長 条約課長			
在 仏 大使 臨時代理大使 総領事 代理			
電報 在 米 牛場 大使 臨時代理大使 総領事 代理			
件名 沖縄返還交渉 (P3 移駐) 経電平 552 号 別慶 2.			

(昭和四三七一 改正)

字
済

極秘
無 漏 洩
10 部 内
7 号

1971.6.8.

Confidential

Dear Mr. Snider:

I would like to acknowledge receipt of your letter dated -----, and would like to confirm that the understandings of the Government of the United States contained therein are also the understandings of the Government of Japan.

~~In this connection, I would like also to state that the Government of Japan has already informed the Government of the United States of its intention to take measures necessary to achieve before reversion day the construction of the hangars and other installations, excluding the housing for the personnel concerned, in Kadena Airport to enable the complete withdrawal of the P-33 from Naha Airport to Kadena Airport by that time. I should like to add that the Government of the United States is requested to extend its full cooperation to the Government of Japan as such cooperation is indispensable for the earliest possible completion before reversion day of the said construction. It is the conviction of the Government of Japan that with such cooperation the early completion of the said construction will not necessitate the continued use by the United States Government of the Naha Airport after reversion.~~

引添

I

The U.S. will be permitted to operate the VOA for a period of 3 years after the reversion. Within the above period, both Governments ^{shall} consult with each other for the purpose of reviewing the desirability of continued operation of the VOA.

feasibility

II

Within a period of one year after coming into force of this agreement, both Governments ^{shall} consult with each other for the purpose of reviewing the farther operation of the VOA. If there is no agreement reached regarding the continued operation of the VOA, the U.S. Government will cease to operate the VOA, as soon as a substitute station is established outside the territories of Japan. Such cessation of the VOA operation shall take place not later than three years after the effective date of this agreement.

III

Pay the cost as soon as substitute station is established
{ # 17 20-25 mil }
{ U.S. specifications }

「秘密の基準」証言

漏えい事件 第三回公判 外務省文書課長ら

「外務省文書課長ら」の証言は、この事件の真相を明らかにする上で重要な役割を果たしている。証人は、文書課長らと関係のある人物について、具体的な事実を述べた。証言によると、文書課長らは、秘密の基準を厳格に守るべきであり、漏えい事件は、この基準を破ることで発生したと主張している。また、証人は、文書課長らと関係のある人物が、秘密の基準を破ることで、国家の利益を損なったと述べた。証言は、この事件の真相を明らかにする上で重要な役割を果たしている。

証人調べ始まる 公判

「外務省文書課長ら」の証言は、この事件の真相を明らかにする上で重要な役割を果たしている。証人は、文書課長らと関係のある人物について、具体的な事実を述べた。証言によると、文書課長らは、秘密の基準を厳格に守るべきであり、漏えい事件は、この基準を破ることで発生したと主張している。また、証人は、文書課長らと関係のある人物が、秘密の基準を破ることで、国家の利益を損なったと述べた。証言は、この事件の真相を明らかにする上で重要な役割を果たしている。

証人調べは、この事件の真相を明らかにする上で重要な役割を果たしている。証人は、文書課長らと関係のある人物について、具体的な事実を述べた。証言によると、文書課長らは、秘密の基準を厳格に守るべきであり、漏えい事件は、この基準を破ることで発生したと主張している。また、証人は、文書課長らと関係のある人物が、秘密の基準を破ることで、国家の利益を損なったと述べた。証言は、この事件の真相を明らかにする上で重要な役割を果たしている。

証人調べは、この事件の真相を明らかにする上で重要な役割を果たしている。証人は、文書課長らと関係のある人物について、具体的な事実を述べた。証言によると、文書課長らは、秘密の基準を厳格に守るべきであり、漏えい事件は、この基準を破ることで発生したと主張している。また、証人は、文書課長らと関係のある人物が、秘密の基準を破ることで、国家の利益を損なったと述べた。証言は、この事件の真相を明らかにする上で重要な役割を果たしている。

47. 11. 15. Japan Times (3回)

day, November 15, 1972 The Japan Times 3

Secrets Trial Hears 2 Gaimusho Officials

Two Foreign Ministry officials Tuesday testified at the third hearing in the trial by the Tokyo District Court of a Mainichi Shimbun reporter and a former female employe of the ministry charged with leaking top-secret diplomatic documents.

Those who testified were Yoshiyasu Sato, 38, secretary to Foreign Vice Minister Shinsaku Hogen, and Nobuo Matsunaga, 49, head of the ministry's Personnel Division. They testified for the prosecution.

On trial in the case were Takichi Nishiyama, 41, a Mainichi Shimbun reporter, and Mrs. Kikuko Hasumi, 42, who resigned as a secretary to a high-ranking Foreign Ministry official after the case came to light.

Mrs. Hasumi allegedly gave top-secret documents relating to the reversion of Okinawa to Nishiyama with whom she allegedly had been on intimate terms.

The hearing opened at 10 a.m. with Sato taking the witness stand first.

Sato said the Foreign Ministry received a protest from the U.S. Government following publication in the Mainichi Shimbun of a list of U.S. military bases on Okinawa which was a top secret.

As a senior official of the ministry's 1st North American Division, Sato in June last year drafted one of three telegrams on what the Japanese press called "a secret Japan-U.S. agreement" on the status of U.S. military bases on Okinawa.

Asked by the prosecution, he explained how the telegram he had drafted became classified and implied that Nishiyama's reports had become an obstacle to Japan-U.S. talks on the Okinawa reversion issue.

Asked by the defense council to explain the contents of the

secret agreement, Sato said he could not disclose its contents because it still remained classified as secret.

Presiding Judge Taku Yamamoto therefore telephoned the Foreign Ministry to obtain approval of the Foreign Minister to authorize Sato to testify on the agreement. But the Foreign Minister failed to reply before the court adjourned.

Matsunaga took the witness stand next. He was serving concurrently as head of the Archives Division of the ministry when the case came to light.

He said that the Foreign Ministry had classified about 40,000 documents as top secrets in 1971 and 60,000 others as secrets.

The hearing ended at 4:40 p.m.

Ambassador to OECD Bunko Yoshino is scheduled to testify at the next hearing slated for Dec. 8. Yoshino was director general of the American Affairs Bureau when the incident occurred.